

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会 議事概要

- 日 時 平成29年7月6日(木) 10:36～10:53
- 場 所 中央合同庁舎第8号館 6階623会議室
- 出席者 久間議員、原山議員、上山議員、内山田議員、大西議員、小谷議員、  
橋本議員、十倉議員  
山脇政策統括官、進藤大臣官房審議官、生川大臣官房審議官、  
柳大臣官房審議官、佐藤参事官  
小野寺参事官(知的財産戦略推進事務局)

[議事次第]

議題 知的財産推進計画2017について

○原山議員 ここからは、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会として開催させていただきます。

議題は、公開とします。知的財産推進計画2017についてということで、今日は知的財産戦略推進事務局から小野寺参事官報告を頂きます。よろしくお願い致します。

○小野寺参事官(知財事務局) それでは、知的財産推進計画2017について説明させていただきます。

知的財産戦略本部は、総理大臣を本部長、鶴保大臣、官房長官、文部科学大臣、経済産業大臣を副本部長、ほか全大臣及び有識者10名で構成されており、原山議員にも総合科学技術・イノベーション会議の代表としてご出席頂いております。本年5月16日に知的財産戦略本部会合を開催し、知的財産推進計画2017を決定致しました。

次のページ、知的財産推進計画2017の構成を見て頂きますと、左側に知財ということで産業財産権、コンテンツと大きく分かれておりまして、イノベーション創出、地方創生、文化創造という大きな目的があるとすると、今回の知財計画の諸項目をマッピングしたものがこの構成でございます。

大きく分けると三つございまして、一つ目は総合科学技術会議として最も関心がある第4次

産業革命、Society 5.0の基盤となる知財システムの構築です。

その中で、一つ目、データ人工知能、これが一つの鍵だと言われていますが、その分野の知財制度の構築の在り方、二つ目が知財システム基盤の整備、特に特許の紛争を中心としたこと、三つ目が知財・標準化戦略をどうやって一体的に推進していくか。そういったことについて書いております。

二つ目の大きな柱が、緑の部分です。知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進ということで、知財は地方にも色々ありますが、必ずしも活用されていない部分があるのではないかということで、一つ目が攻めの農林水産業、食料産業等を支える知財活用・強化。二つ目がその上にある中小企業及び産学・産産連携をどうやって推進していくか。三つ目が国民一人一人が知財人材としてどうやって活用していけるかという観点から知財教育・知財人材育成です。

三つ目の大きな柱が、2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化です。一つ目はコンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化。二つ目が今年特集としました映画産業の振興。三つ目がデジタルアーカイブの構築です。

特に関心があると思われるデータ・人工知能の関係の知財制度、グローバル市場をリードする知財標準化戦略及び中小企業、産学・産産連携と知財教育、知財人材を中心に説明させていただきます。

それでは1ページ、データ・人工知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築であります。

御案内の通り、人工知能はSociety 5.0を進める上で鍵だと言われております。特にA Iでは海外に少し遅れをとっているのではないかという御批判もあると承知しております。そうした中で如何にキャッチアップしていくかと考えると、日本はやはり現場力が強いということで、現場のデータをどうやって活用していくか。課題がいろいろと山積していますが、課題先進国としての位置付けをどうやって使っていくかが非常に重要だということです。

どうやってデータ及びA Iの活用を進めていくかという形で施策をとっていく必要があるということで、取り組むべき施策として言われているものが左に書いてあります。

一つ目は、データの利用権限に関する契約ガイドラインの策定。実は、データについては契約に基づいて、徐々に進んでいる訳ですが、大企業と中小企業で契約をつくるなど、いろいろな場合があるものですから、必ずしも円滑に契約が進んでいる訳ではないということで、契約

のガイドライン、余り固いものにするとうまなくなってしまうので、ある一つの参照点としての契約ガイドラインとして、この春に経済産業省が出しています。

そういったものを作って契約が進むようにするとともに、データ取引市場、IT本部のところで、パーソナルデータストア、情報銀行、データ取引市場という新しい試みが出ている訳ですから、社会実装に向けた支援策をするとともに、そうした中で実際に進めていく、ルールづくりを進めていくことが重要であろうと思っています。

二つ目が不正競争防止法を考えており、この右側の図を見て頂くと、四角が幾つかありますが、下を見ますと技術情報、発明については今は左にあります通り、営業秘密としてしっかりと管理をして、外には漏らさないという方法もあれば、最も右にありますように無制限、無条件で利活用するという方法もあります。また、その中間として限定的に公開するが、きちんとした形で権利としてライセンス等をしていくことができるという意味で、いろいろなビジネス上の選択肢がある訳です。

実は価値あるデータについては、そうした選択肢は必ずしもなくて、営業秘密としてしっかりと管理する、或いは信頼のある守秘義務等の契約等で権限のあるもののみは使用するという方法とあと無制限、無条件で利活用していくという方法がある訳ですが、その中間がありません。

特に、最も問題になり得るのは、ある企業との契約に基づいてデータを渡したが、第三者に転々と行ってしまった際に、それを差し止めすることができないということがデータを促進する上で、一つの障害になっているのではないかとということで、不正競争防止法を改正しまして、一定の不正行為の場合には差止請求を求められるような形にした方がかえってデータの取引が進むのではないかとということで、次期通常国会に向けて検討することになっております。

データ利活用促進の為に、フランド宣言をすれば権利を与える、或いは報酬請求権付きの権利みたいなものが実はヨーロッパで検討されているという話もございまして、そうした権利も検討した訳ですが、そういう強い権利を入れるということは逆に取引を阻害するのではないかと意見もございまして、引き続きどうするかというのを検討するということになっております。

AIでございまして、一つの問題として実は著作権法の権利制限規定というのがございまして、著作物がデータの中に入っている際に、自分自身でAIに入れていく分には実は結構自由にできるように著作権法上なっている訳ですが、そういう学習用データを作って、それを第三者に渡すという場合には、著作権法違反ではないかという疑いがあるということで、実はAI

の学習用データを整備し、活用を図っていく上で、場合によっては障害になり得るのではないかということで、今、著作権法の権利制限規定については著作権法の改正、実は先の通常国会に向けて検討して、進められなかった訳ですが、今後臨時国会に向けて検討をするという形になっております。

あと学習済みモデルの契約やA I生成物の知財制度上の在り方について今後検討するということになっております。

3 ページ目、知財システム基盤の整備、知財紛争処理というのは非常に権利の裏打ちをする為に重要だということで、特許庁で検討致しまして、証拠収集のところについて強化する。或いは、標準必須特許が非常に重要になってきておりますが、その関係の標準必須特許裁定制度について、次期通常国会への特許法改正案の提出を視野に検討していこうということになっております。

あとI o T関連の特許の審査が重要になっておりますので、I o T関連特許分類の新設、迅速な審査の実現に向けていろいろと考えていこうということになっております。

次に、4 ページ、知財標準化制度の一体的な推進です。皆様御案内の通り技術のオープン&クローズ戦略が非常に重要だということで、右側にありますが、勿論公開して競争を促進することによって市場を拡大していくことが非常に重要な一方で、きちんとしっかりと付加価値を取り込む為には秘匿化する、クローズする部分がないと、オープンだけでは駄目だというのが最近のビジネス上の方向性でございます。

という訳で、どうやってこういう競争とオープンとクローズを同時並行的に進めていくかということが重要であり、標準化は其中で非常に重要な位置を占めている訳であります。

他方、日本の標準化制度を考えますと、基本的に業界団体から積み上げでやっていくというのが今までの方法だった訳ですが、もはやそれでは中々スピード的に間に合わないということで、一つは下にあります通り、新市場創造型標準化制度、これは個別の企業でいい技術を持っているところを後押ししていこうという制度、或いは業界横断的な標準の場合には産総研等の国立研究開発法人を使って、標準化を進めるところを進めています。

いずれにせよ官民が連携した形で国際標準化を一層促進する為には官民の協力連携をしっかりとっていく必要があるのではないかとということで、体制についてはしっかりと検討していこうということになっています。

あとは標準化を進めるに当たっては、やはり人材が非常に重要ですが、アクションプランを

作っておりますので、CSOの設置、これは企業におけるCSOの設置、経営層の理解、弁理士などの標準化を支える人材育成、ルール形成戦略の講座開設等々進めていく必要があるということです。オープン&クローズの非常に重要な一部である営業秘密についてもしっかり保護強化を図っていく必要があります。

次、二つ目の柱の一つ目。「攻め」の農林水産業・食料産業を支える知財活用・強化ですが、要はこれまでは「守れ」で来ましたが、TPPなどを進める中で、やはり海外に打って出る必要があります、鍵は差別化ということで、農業関係者の方々にも差別化をする一つの要因として知財をしっかりと使って頂くため、地理的表示、種苗法、JAS規格、データ、諸々の開発及び特許というものも使えるということで、農林水産省と一緒に頑張ってしっかり発信していこうと考えています。

6ページ、知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進、中小企業部分と産学・産産連携部分であります。特に中小企業については中央にあります通り、左側の挑戦型中小企業——既に特許等の知財の重要性について分かっている、いろいろな制度を活用できる会社と真ん中にありますような途上型中小企業——まだ知財について理解していないという企業、——こちらの方が大多数な訳ですが、そのような企業がしっかりと知財を活用できるようにならないと、底上げを図れないということで、特許庁でこの一つ目にありますように、地域知財活性化行動計画を作りまして、知財総合支援窓口——これは特許庁の下に作っている各県にあります知財の支援窓口であります、これと中小企業とより接点の深いよろず支援拠点、こうした連携を図ったり、商工会議所や或いは税理士にもアウトリーチをしていって、知財の重要性について理解を深めて頂こうということです。

あともう一つは金融機関、やはり地元の金融機関が一つの窓口になり得る訳でありまして、金融機関による地域企業の活性化を促進する為の事業性評価を金融庁が力を入れているところでございますが、そういう中で事業性評価を行う中で、知財をきちんとしっかり評価して頂くという形で進めていきたいと考えております。

あと産学・産産連携の推進、その下でございますが、産学官連携による共同研究強化の為のガイドラインを昨年11月に作っております、その実効性をしっかりと確保するとともに、産学官連携活動を強化していくということで、右側にあります通り、組織対組織の本格的な共同研究をしていくということで、産業界としてもどうやって大学を活用していくかということを検討していかなければいけないし、他方大学は大学でしっかりと組織対組織の産学連携体制の

構築をし、特許を取るべきところは特許を取り、活用していくということが必要になっていくということでございます。

特に、先進的なTLOがありますが、大学から中核人材を受け入れて、OJT形式で進めて成功するTLOの幅を広げていくことが必要である一方、研究成果と事業化をする場合の谷間を埋めるギャップファンドの充実などについても検討していったら、大学の中で知財マネジメントを行い、それを活用していくという方向性を出したいと考えております。

次のページ。国民一人ひとりが知財人材を目指した知財教育でございますが、御案内の通り日本は資源国ではございませんので、知財が成長の源泉になるということで、どうやって小中高から徐々に知財についての理解を深めていくことが重要だということで、特に今年3月、新学習指導要領の中で、実は創造性の涵養、或いは知財の保護・活用の意義の理解というものをしっかり書き込んだ形になっておりますが、そういったものを新学習指導要領に基づいてきちんとカリキュラムマネジメントを実現していくとともに、大学レベルでは知財科目を必修化した山口大学での取組を参考に、大学、高校での自主的な取組を推進していく。

さらには、地域社会で、右側にあります通り自治体と大学、企業、知財専門家、みんな一緒になって小中高等学校をサポートする体制でないと、知財教育は進められないと考えておりますので、こういう取組というのは地域レベルでやる必要があるということで、地域コンソーシアムを今後2020年度までに各都道府県で構築を目指していきたいと考えております。

そういったことを支える為に、実は1月に知財創造教育推進コンソーシアムを文部科学省などとも構築しております、進めたいと考えているところであります。

また、最も下にあります通りリカレント教育も非常に重要になっているところでございます。

最後の柱、2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化については、基本的に割愛させていただきますが、コンテンツの海外展開の促進と産業基盤の強化ということで、どうやってコンテンツの海外展開を促進していくか、異分野の連携を強化しながら進められていくか、あと引き続きコンテンツを作っていく為には人材、資金の提供などの産業基盤の強化をしていく。あと模倣品・海賊版対策が重要であるということでございます。

次の9ページ。これは映画産業に特化する形で、先ほどのような点について議論した訳ですが、特にロケ関係が非常に重要だということで、ロケ撮影の環境改善に係る官民連携会議を作っております。

最後10ページ。デジタルアーカイブの構築ということで、これはヨーロッパ、E u r o p

e a n a という大きなデジタルアーカイブが作られており、やはりそういったものを作ることによってデジタルアーカイブを進めることによって、一つ目のポツにあります通り教育、防災、ビジネス、インバウンドの促進、海外における日本研究など、いろいろな活用がされるのではないかと考えております。

デジタルアーカイブというのは書籍や文化財、メディア芸術、放送、地方アーカイブ、色々なものがありますが、そういうものをワンストップで検索できるような国の統合ポータルを作っていくべきであるということで、国立国会図書館のNDL Searchというのがございます。あと文化庁で文化遺産オンライン、いろいろなデジタルアーカイブをつくる動きはバラバラにある訳ですが、そういうものを統合していくということで、取り組むべき施策としては工程表をしっかりと作っていくとともに、つなぎ役によるメタデータの集約等を進めていかなければいけないということで、今後進めていきたいと考えているところでございます。

以上、雑駁ではございましたが、説明でございました。

○原山議員 有難うございました。

ここから質疑応答に入ります。御質問などがございましたらコメントいただけますか。如何でしょうか。

データの取扱いなどに関しては、2016年の推進計画から言及されましたが、本当に中身の詰めをしたのが17年版という認識ですよね。

○小野寺参事官（知財事務局） はい。

○原山議員 課題もたくさんありますが、徐々に制度化していくということですか。

○小野寺参事官（知財事務局） 一つのポイントとしては、契約ガイドラインを作って、この契約ガイドライン自身はとりあえずのものではありますが、やはり業界ごとに状況が違ったり、実際に使ってみると、多分使い勝手が分かってくると思いますので、場合によって徐々に分野ごとによって変わっていくなど、そういったことがあるかと考えております。

あとは一つの具体的なポイントとしては不正競争防止法の改正というのを来年に向けてやっていきたいと考えております。

○原山議員 よろしいでしょうか。どうも有難うございました。

これをもって、本日の有識者議員懇談会を終了致します。

以上